

小規模保育事業の認可について

1 設置者の概要

- ・設置者名 社会福祉法人恵泉会
- ・所在地 八戸市大字石手洗字油久保4番地3
- ・代表者 理事長 栢沢 早苗

2 事業の概要

- ・事業所名 中居林ふたば園
- ・事業種類 小規模保育事業A型
- ・所在地 八戸市大字石手洗字油久保1番地2
- ・開始時期 令和2年4月1日
- ・開所時間 午前7時～午後7時
- ・運営方針
 - 1 児童の生活環境の如何にかかわらず、教育及び保育上差別されない
 - 2 地域の協力、家庭との緊密な連絡の下に児童の教育と福祉を図る
 - 3 社会福祉実践のため、一般児童育成関係団体への協力等に努める
- ・利用定員 19人 (人)

0歳	1歳	2歳	計
4	6	9	19

3 これまでの実績

- ・昭和39年度から吹上地区において、認可保育所「中居林保育園」を運営
- ・平成27年度から幼保連携型認定こども園へ移行し、「幼保連携型認定こども園中居林こども園」を運営中

4 認可の必要性及び八戸市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」)における位置付け

当該事業を予定している吹上地区は、子育て世代が多く居住し保育需要が高く、年度末にかけて入所待ち児童が増加する傾向にある。

また、地区内の保育は供給不足の状態が続いており、3号認定子どもの利用定員の確保が課題となっている。

当該事業は、令和2年度からの次期事業計画において、3号認定子どもの確保方策として見込んでいる事業であり、計画どおり小規模保育事業が実施されることで、地区内の保育の受け皿を確保できることから、認可が必要な事業である。